

第 I 部

コンプライアンス教育



2026年度

研究倫理・ コンプライアンス研修会

ロバスト・ジャパン株式会社
代表取締役 中安 豪



© ROBUST JAPAN INC. 2026

研究活動における不正行為および研究公正

— インテグリティ —

研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン対応



最近の研究機関における研究不正事案

7年度報告 文部科学省管轄（2026年3月時点）

研究機関	不正の内容	研究分野	対象者	対象経費
国立大学	研究規範に反する行為 （虚偽の記載）	—	1人	経費未特定 直接関係する経費の支出は無し
国立大学	改ざん	生体関連化学	2人 (1名)	科学研究費助成事業 直接関係する経費の支出は無し
私立大学	二重投稿	データサイエンス	2人 (1名)	科学研究費助成事業
私立大学	盗用 不適切なオーサーシップ	獣医学	1人	基盤的経費
私立大学	適切な研究データ 保管義務違反	細菌学	1人	科学研究費助成事業 直接関係する経費の支出は無し
国立大学	改ざん	泌尿器科学	3人 (2名)	科学研究費助成事業 直接関係する経費の支出は無し
国立大学	捏造	水産食品加工学	3人	運営費交付金

※対象者のうちカッコ内の人数は、善管注意義務違反





特定不正行為事例の背景と心理 (国立大学(甲信越地方)教授の場合)

状況

- 大学院生(筆頭著者)から、ノイズが含まれた状態の実験画像を受け取った。
- 当該教授は、実験データの分析・評価を単独で担っていた。
- 研究室主宰者の教授によるデータ確認は、「月報」確認程度で詳細に及んでいなかった。

心理



教授

見栄えの悪いデータをそのまま出さず、綺麗なデータを見せたい。

論文の結論に影響を与えるデータ操作をしなければ問題ない。

判断・行動

- 論文掲載用画像の一部について画像を加工し、ノイズを除去した鮮明な画像を作成した。
- 加工した事実を論文内に一切記載しなかった。

結果

通報書類が
大学に提出される

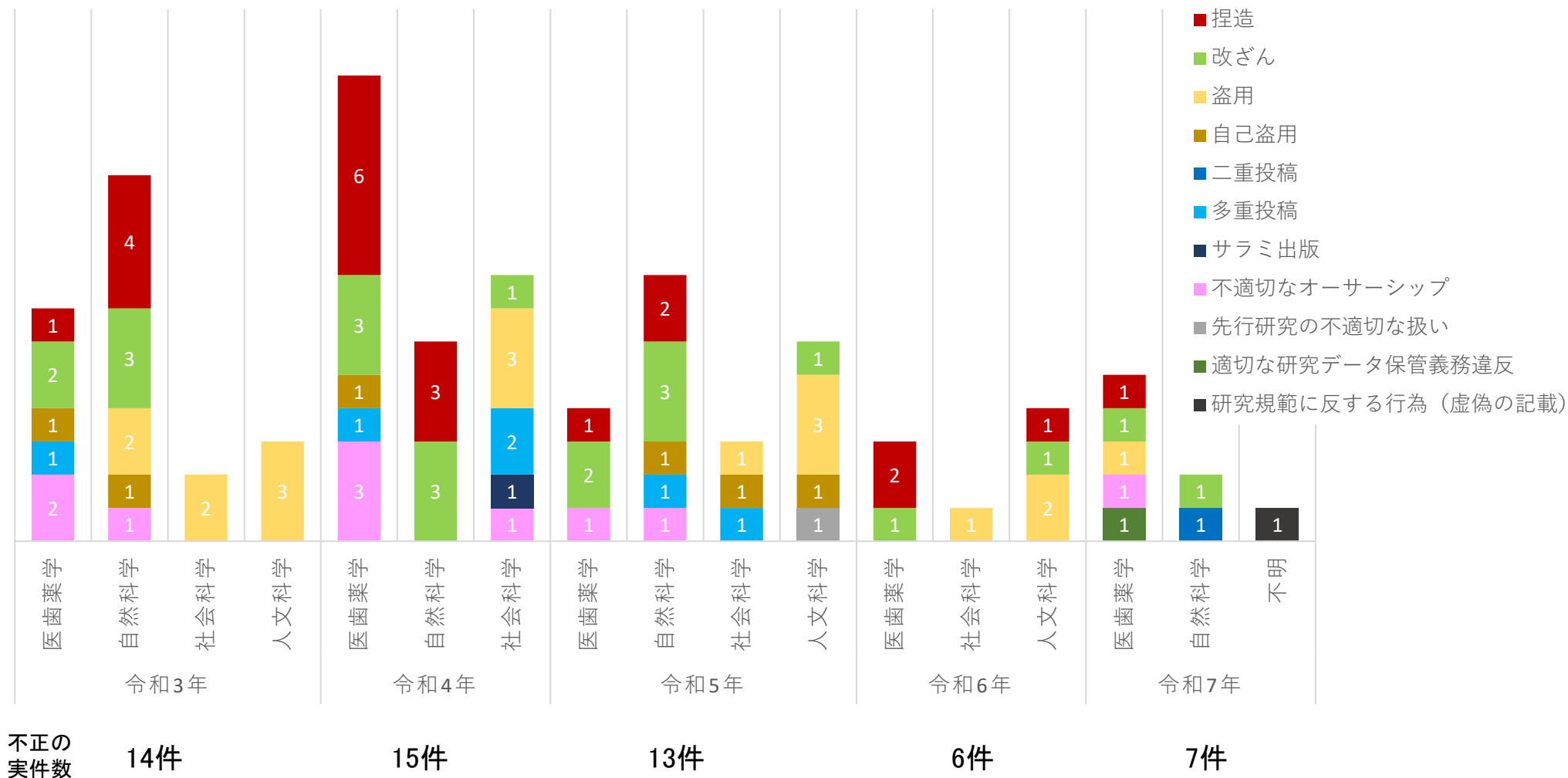
画像解析で格子状ノイズが
検出され「改ざん」が判明

- 当該論文の訂正勧告
- 就業規則に基づく注意



研究不正の発生状況(令和3年度～令和7年度:文部科学省管轄のみ)

複数の不正が指摘される場合はそれぞれにカウントした





研究活動における「特定不正行為」とは

故意または、研究者としてわきまえるべき**基本的な注意義務**を著しく怠ったことによる、投稿論文など発表された研究成果の中に示されたデータや調査結果などの**捏造・改ざん及び盗用**を特定不正行為（FFP）という。

参考：日本学術振興会 研究活動の不正行為及び研究資金の不正使用等への対応に関する規程
https://www.jsps.go.jp/j-kousei/data/fuseitaiou_kitei.pdf

基本的な注意義務としての実験データ等の保存期間及び方法

論文等の形で発表された研究成果のもととなった実験データ等の研究資料は、

当該論文等の発表から**10年間**の保存を原則とする。

試料や標本などの**有体物については5年間**を原則とする。

資料等の保存は、それらを生み出した研究者自身が主たる責任を負う。昨今では紙の資料から、タイムスタンプ機能や監査ログ機能を持つ電子実験ノート（ELN）への移行が推奨されている。





捏造・改ざんの例

捏造

- アンケートに自己回答し、結果を調整する
- 実在しない文献や史料を参考にする
- 記載事実と異なる工程でサンプルを作る
- 存在しない対照群結果を比較図に入れる

改ざん

- 不都合なデータを排除する
- サンプル数を積み増して記載する
- 同一画像を切り貼りして別図として提示
- 研究方法や調査日を変えて記載する

研究の結論や意義が変わらなくても不正になります。





盗用(剽窃)の例

他人のアイデア、プロセス、結果、言葉などについて適切な了解を得ずに流用すること

- 共同研究者を著者に含めない
 - 参考、参照について言及しない
 - 他者の成果を言語を変えて論文化する
 - 主治医カルテ記載を無断で症例報告する
 - 既存の解析手法について出典表示しない
 - 共同研究者の未公表アイデアを了解なく図表化
 - 自分の論文について、適切に引用しない(自己盗用)
-
- 新聞、雑誌や媒体によらず、公表されるものは論文に準じる
 - 文献資料の孫引きが、盗用として認定されるケースもある
 - コピペだけではなく、パラフレーズ(言い換え)にも注意
 - 共著者が盗用しても、著者としての責任が問われる





特定不正行為に対するペナルティ

応募制限の対象者		学術的・社会的影響度 行為の悪質度	応募制限 期間
不正行為に関与した者	① 研究の当初から不正行為を行うことを意図していた場合など、特に悪質な者	—	10年
	② 不正行為があった研究に係る論文の著者	当該分野の学術の進展への影響や社会的影響が <u>大きく</u> 、又は行為の悪質度が <u>高い</u> と判断されるもの	5～7年
		当該分野の学術の進展への影響や社会的影響が <u>小さく</u> 、又は行為の悪質度が <u>低い</u> と判断されるもの	3～5年
		—	2～3年
	③ ①および②を除く不正行為に関与した者	—	2～3年
	不正行為に関与していないものの、不正行為のあった研究に係る論文等の責任を負う著者 (監修責任者、代表執筆者又はこれらの者と同等の責任を負うと認定された者)	当該分野の学術の進展への影響や社会的影響が <u>大きく</u> 、又は行為の悪質度が <u>高い</u> と判断されるもの	2～3年
		当該分野の学術の進展への影響や社会的影響が <u>小さく</u> 、又は行為の悪質度が <u>低い</u> と判断されるもの	1～2年

※ 科研費の場合、応募資格制限に加え、交付制限も科されます。





責任ある研究行為を目指す



研究の公正さや信頼性を損なう行為
疑わしい研究行為は好ましくない
状況によっては不正認定の対象となる

ルールへの対応

規則やガイドラインで
明文化されることが多い



研究者として あるべき姿

規則やガイドラインに
明文化されないことも多い





疑わしい研究行為事例の背景と心理 (私立大学(関西)教授の場合)

状況

- 論文作成時には、実験担当者は退職し、連絡不能となっていた。
- 研究室の関係性が悪く、担当者から教授へ実験ノートが引き渡されていない。
- 実験ノートの書き方や保管方法が統一されておらず、実態の把握が難しい。



心理

定期的なラボミーティングにおいて、必要な確認は行えているはず。

生データの有無は、論文の結論に影響しない。

判断・行動

- データ管理を各研究者(作業員)の裁量に任せていたことにより、一部の生データは消失した。
- データ確認が不完全な状況であるが、責任著者の教授は論文作成に取りかかった。
- 自身で論文用の図の作成・解析を行ったものの、誤ったデータの使用や画像の重複が生じた。

結果

論文のデータへの疑義を
ネット上で指摘される

調査の結果

**「適切な研究データ保管義務違反」
と認定**

**論文修正の勧告
嚴重注意処分**



疑わしい研究行為 QRP (Questionable Research Practice)

研究実施・データ分析

- p-hacking
- HARKing
- 不都合なデータの隠ぺい
- 不適切なデータ処理・管理
- 予備的検討に基づく結論
- 研究方法の隠ぺい

論文執筆・発表・査読

- サラミ出版・分割発表
- 二重(多重)投稿・自己盗用
- 不適切なオーサーシップ
- 粗悪学術誌への投稿
- 不適切な査読・意図的な遅延
- 先行調査不足・引用の不足
- マスメディアに対する誇大宣伝

法令違反・社会的責任の放棄

- 利益相反(COI)の非開示
- 研究対象者保護の欠如
- 不十分な個人情報保護
- 不適切なインフォームドコンセント
- 動物愛護の精神の欠如
- ネガティブデータの非公開
- 実験データの提供拒否
- ハラスメント

疑わしい研究行為が積み重なることが「再現性の危機」を招き、科学全体への信頼を失墜させる原因となる。





よく起こりがちなQRP

粗悪学術誌への投稿 (Predatory Journal)

分野の大きくかけ離れた論文が掲載されている、編集責任者が明確でないような論文誌への投稿は注意が必要である。論文が掲載されても、正当な査読が行われていないというレッテルが貼られる可能性がある。論文投稿の積極的なキャンペーンを行っているものについては、粗悪学術誌の**チェックリスト**などで**確認**を行う。

p-hacking HARKing

p-hackingは、統計的に有意な結果が出るまで分析手法を変えたり、データを追加したりして**恣意的なデータ分析**を行うことを指す。合理的な結論に至る適切なデータ取得と分析を行わなければならない。HARKingは、実験等の結果を見た後に、最初からその仮説を立てていたかのように**後付けで論文のストーリーを構築する**行為を指す。探索型の研究であれば、そのことを正しく記載する必要がある。

研究対象者保護の欠如

人を対象とした研究は、ヘルシンキ宣言に基づき、研究倫理委員会の承認を得た上で、研究対象者の**安全・福利およびプライバシーを尊重する**必要がある。対象者は、研究の内容について**事前に正確に、説明をうける**。対象者は、**いつでも研究への参加を拒否できる**。対象者は いかなる場合も不利益を受けない。これら対象者の権利を侵害しないように配慮する。



疑わしい研究行為に対するペナルティ

● 資金配分団体からのペナルティ

- ・ 特定不正行為が認定されない場合、研究者に対する措置は講じない
※ 現在時点において

● 所属研究機関からのペナルティ

- ・ 論文などの修正・撤回勧告
- ・ 就業規則に基づいた懲戒処分

● 文科省からのペナルティ

- 調査結果の公表

● 学術誌・学会からのペナルティ

- ・ 論文の掲載取り消し、その公表
- ・ 会員資格の停止や除名



研究活動に生成AIを利用する上での注意

科研費の公募における、生成AIの利用に関する注意

研究計画調書の作成に当たって、生成AIを利用することは、意図せず著作権の侵害、個人情報や機密情報の漏洩につながるリスクがありますので、このことに留意した上で研究者個人の責任において判断してください。

https://www.jsps.go.jp/file/storage/kaken_kiban_2025_g_3687/r8_7_kobo.pdf

生成AIを研究で利用する事に対するポジティブな側面

◆ 研究プロセスの効率を高める

- 文献レビュー: 膨大な文献の要約や評価に役立つ。**引用の正確性に注意し内容の検証**が必要。
- データ収集と分析: 大規模データの処理、統計解析の補助に役立つ。**動作検証とAI利用の公表**が必要。
- 仮説生成: 新しい研究アイデアや仮説設定に役立つ。AI生成の仮説は**科学的検証**が必要。
- 論文執筆: 論文の構成案作成、文章の校正に役立つ。**内容の正確性と独自性の確認と、AI利用の明示**が必要。

※ピアレビューについては、生成AIの使用は禁止されている場合が多い。

生成AIを研究で利用する事に対するネガティブな側面

- ◆ 誤情報を生成する(ハルシネーション): 文献レビューで**架空の参考文献を作り出すリスク**があり、人間の検証が必要。
- ◆ バイアスを増幅するリスク: 学習データの偏りが生成AIの出力に反映され、**研究結果に偏りをもたらす**。
- ◆ プライバシー侵害: **ユーザーデータを学習する設定**の場合、個人情報を生成AIに入力すると、**漏洩リスク**がある。
- ◆ 著作権問題: 生成AIが**既存の著作物を学習してコンテンツを生成**する場合、著作権侵害をおこす可能性あり。





生成AIサービス利用時の確認事項

研究のプロセスで生成AIサービスを利用する場合、**ユーザーデータを学習しないシステム**を用いる事は基本的な配慮として必要である。この学習設定が、利用者の意図に反して変更されないようにするには、**有償サービスの利用**が推奨される。

利用条件や規約については、頻繁に変更が行われる物なので、都度確認が必要である。

サービス名	特徴	生成データ			検索機能	チャットUI	入力形態	ユーザーデータ学習	学習データソース
		テキスト	画像	コード					
ChatGPT	汎用・対話型	○	○	○	有	有	テキスト,画像,ファイル,音声	有 ※解除可能	Webテキスト,書籍データ,ライセンス契約データ
GoogleGemini	汎用・対話型	○	○	○	有	有	テキスト,画像,動画,音声,コード	有 ※解除可能	Webテキスト,書籍データ,自社保有データ等
Claude	汎用・対話型	○	×	○	有	有	テキスト,画像,ファイル	有 ※解除可能	Webテキスト,書籍データ,ライセンス契約データ
Stable Diffusion	画像、動画生成	×	○	×	無	無	テキスト 画像	△ (使用環境で異なる)	画像,テキストペア
DALL-E 3	画像、動画生成	×	○	×	無	有	テキスト	有 ※解除可能	Web画像 ライセンス契約画像
Elicit	研究・論文検索	○ (要約・抽出)	×	×	有	有	テキスト,論文,PDF	無	学術論文データベース
Connected Papers	研究・論文検索	×	○ (グラフ可視化)	×	有	有 (一部)	論文名,DOI テキスト	不明	学術論文データベース
DeepL	翻訳特化	○ (翻訳・推敲)	×	×	無	無	テキスト,ファイル	有 ※解除可能	対訳コーパス

2025年12月3日現在の状況



研究不正にかかる枠組み



研究活動における2つのガイドラインの位置付け

コンプライアンス

法令・規程・契約の遵守 および倫理

研究機関における公的研究費の管理・ 監査のガイドライン(実施基準)

対象: 競争的研究費等の不適切な使用
(不正使用・不正受給)

要請: 管理体制整備(ルールと権限)
定期監査(モニタリング)

コンプライアンス教育・啓発活動

研究活動における不正行為への 対応等に関するガイドライン

対象: 研究実施における特定不正行為
(捏造・改ざん・盗用)

要請: 成果の公表・説明責任(研究者の自律)
不正防止の環境整備(組織の責任体制)

研究倫理教育(組織の防止活動)

安全保障貿易管理

利益相反マネジメント

研究データマネジメント

疑わしい研究活動(QRP)

人を対象とする研究における倫理

動物愛護管理法





公的研究費の管理・監査のガイドライン

- ①不正防止の PDCA サイクルの形骸化
- ②組織全体への不正防止意識の不徹底
- ③内部牽制の脆弱性

「物品・役務」の不正が減少する一方で、
「謝金・給与」及び「旅費」の不正が増加

ガイドライン制定(2007)

第一回改正(2014)

第二回改正(2021)

ガバナンス

不正根絶に向けた最高管理責任者の
リーダーシップと役割の明確化

- 最高管理責任者の決意表明
- 役員会等での審議の要件化
- 監事の役割の明確化
内部統制の状況を確認し意見を述べる

意識改革

全構成員への不正防止意識の浸透

- 不正を防止する組織風土を
形成するための総合的な取組
- コンプライアンス教育活動と啓発活動
啓発は、少なくとも四半期に一回程度
- 内部監査の結果など認識を共有

不正防止システム

監査機能の強化
不正を行える「機会」の根絶

- 内部監査 の専門家の参画
- 監事・会計監査人・監査部門の
連携
- 研究者を支払いに関与させない
方法





研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン

研究者の責任

【公正な研究】

- 社会からの信頼と付託の自覚
- 不正行為防止を可能とする研究管理

【研究成果の発表】

- 客観的で検証可能なデータ・資料を科学コミュニティへ公開

【法令の遵守】

- 研究に関連する法令や関係規則の遵守

【不正行為疑惑への説明責任】

- 不正行為の疑惑を晴らそうとする場合、自己の責任において科学的根拠を示し、説明する

大学等の研究機関の責任

【組織としての責任体制の確立】

- 管理責任の明確化（規程・体制の整備）
- 不正行為を防止する取組の推進

【不正の事前防止に関する取組】

- 研究倫理教育の実施（全職員・学生）
- 研究データの保存・開示の義務付け

【不正事案発生後の対応】

- 告発受付、事案調査、調査結果の公開
- 調査への第三者的視点の導入
- 適切な調査期間の目安設定
- 不服申立ての際に調査委員の交代・追加の対応

従来、研究活動における不正行為への対応が研究者個人の責任に委ねられている側面が強かった。今後は、大学等の研究機関が責任を持って不正行為の防止に関わることにより、対応を強化する。





不正行為への対応

通報・告発

【窓口】

- 研究機関
- 資金配分機関
(JSPS, JSTなど)
- 文部科学省

- 告発者によるもの
- 報道や学会での指摘

調査

【調査主体】

- 原則として当該研究機関
- 当該資金配分機関
- 他の研究機関、学会等への委託

【予備調査】

研究機関の調査委員会

【調査】

外部有識者を含めた調査委員会



認定・通知・公表

【不服申し立て】

調査委員会が再調査の是非を決定

措置

【研究機関】

- 論文などの取り下げ・撤回勧告
- 内部規定に基づく懲戒処分

【資金配分機関】

- 委員会による検討:
- 競争的資金の打ち切り
- 競争的資金申請の不採択
- 不正行為に係る競争的資金の返還
- 競争的資金の申請制限





自己申告のすすめ

【自己申告の受付窓口】

- 所属研究機関
- 資金配分機関
- 学術誌の編集部

【メリット】

- 不正の連鎖に歯止めをかける。
- 論文の撤回・訂正など早期な対応による信用回復。
- 意図的でなく過失であった場合、処分が軽減される可能性。
- 長期的なキャリアへのダメージを軽減。



ROBUST JAPAN



ご清聴ありがとうございました

Thank you for your kind attention.

2. ガイドライン(実施基準)と 改正後の本学の対応について

第1節 機関内の責任体系の明確化

- 1 競争的研究費等の運営・管理に関わる責任体系の明確化
- 2 監事に求められる役割の明確化

第2節 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

- 1 コンプライアンス教育・啓発活動の実施（関係者の意識の向上と浸透）
- 2 ルールの明確化・統一化
- 3 職務権限の明確化
- 4 告発等の取扱い、調査及び懲戒に関する規程の整備及び運用の透明化

第3節 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施

- 1 不正防止計画の推進を担当する者又は部署の設置
- 2 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定及び実施

第4節 研究費の適正な運営・管理活動

第5節 情報発信・共有化の推進

第6節 モニタリングの在り方

第7節 文部科学省による研究機関に対するモニタリング等及び文部科学省、配分機関による体制整備の不備がある機関に対する措置の在り方

- 1 基本的な考え方
- 2 具体的な進め方

第8節 文部科学省、配分機関による競争的研究費等における不正への対応

研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン (実施基準)の改正 (R3年2月改正 文科省)

🔍 公的研究費の管理・監査のガイドライン

- ①不正防止の PDCA サイクルの形骸化
- ②組織全体への不正防止意識の不徹底
- ③内部牽制の脆弱性

「物品・役務」の不正が減少する一方で、
「謝金・給与」及び「旅費」の不正が増加

ガイドライン制定(2007)

第一回改正(2014)

第二回改正(2021)

ガバナンス

不正根絶に向けた最高管理責任者の
リーダーシップと役割の明確化

- 最高管理責任者の決意表明
- 役員会等での審議の要件化
- 監事の役割の明確化
内部統制の状況を確認し意見を述べる

意識改革

全構成員への不正防止意識の浸透

- 不正を防止する組織風土を
形成するための総合的な取組
- コンプライアンス教育活動と啓発活動
啓発は、少なくとも四半期に一回程度
- 内部監査の結果など認識を共有

不正防止システム

監査機能の強化
不正を行える「機会」の根絶

- 内部監査の専門家の参画
- 監事・会計監査人・監査部門の
連携
- 研究者を支払いに関与させない
方法

研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン (実施基準)の改正(2021年2月改正 文科省)への対応



(1) 学長による決意表明
と協力要請 (策定)

研究費不正防止に向けた決意表明と教職員の皆様への
協力要請 (2021年5月31日付学長名発信)

(2) 基本方針 (見直し)

愛知大学における研究上の不正防止のための基本方針
(2021年5月学長裁定)

(3) 不正防止計画
(見直し)

愛知大学における公的研究費の不正防止計画
(2021年5月)

(4) コンプライアンス
教育及び啓発活動
の実施計画 (策定)

2022年度コンプライアンス教育及び啓発活動の実施計画
(2022年6月研究倫理・コンプラ委員会)

(5) 関連規程
(一部改正)

「愛知大学公的研究費管理・監査規程」
「愛知大学における研究上の不正行為に関する取扱規程」
「学校法人愛知大学監事監査規程」

(1) 研究費不正防止に向けた決意表明と教職員の皆様への協力要請(一部抜粋)

2025年4月1日 学長 広瀬 裕樹



<研究費不正防止に向けて>

具体的には、本学研究倫理・コンプライアンス委員会において定められた「愛知大学における研究上の不正防止のための基本方針」のもと、「愛知大学公的研究費管理・監査規程」に基づき、「愛知大学における公的研究費の不正防止計画」を実行し、実施状況を逐一確認してまいります。さらに、研究倫理・コンプライアンス委員会が計画、実施する、コンプライアンス教育や啓発活動を先導し、教職員の不正根絶に向けた意識の浸透とさらなる向上を徹底して図ってまいります。

<教職員の皆様への協力要請>

教職員の皆様方におかれましては、研究費不正根絶に向けた決意表明を受け止めていただくとともに、不正防止に向けたあらゆる活動に、主体的、能動的に取り組んでいただくことを、改めて強く要請いたします。

本学においては、過去に研究費不正が発生し、文部科学省への報告や日本私立学校振興・共済事業団に補助金の返還を行った経緯があります。このような事態を二度と招かないよう、教職員一人一人が真摯に不正防止対策に向き合い、丁寧に対応して頂くことを、切に要請いたします。

(2) 愛知大学における研究上の不正防止のための基本方針 (一部抜粋)①

2021年5月 学長裁定



1. 法令、指針、ガイドラインの遵守

公的研究費の運営・管理に関わるすべての研究者及び事務職員等は、国及び研究費の配分機関等が定める法令、指針、ガイドライン等を遵守します。また、最新の法令、指針、ガイドライン等に沿って研究活動の適切な遂行及び研究費の執行等に関する学内諸規程、運用ルール等を随時見直し、学内外に周知・公表します。

2. ガバナンスの強化

最高管理責任者は、不正根絶に向けた強い決意表明を行うとともに、統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者が責任をもって公的研究費の運営・管理を行うよう、適切にリーダーシップを発揮します。また、不正防止に関する責任体系を、学内外に周知・公表します。

3. 研究倫理に関する意識の徹底・向上

すべての研究者及び事務職員等に対し、研究倫理教育等に関する講演会や研修等を定期的に実施し、倫理意識の向上を図ります。

(2) 愛知大学における研究上の不正防止のための基本方針 (一部抜粋)②

2021年5月 学長裁定



4. 研究費の適切な使用と研究費不正を起こさせない組織風土の形成

研究費の源泉が、学生生徒等納付金、国・地方公共団体からの補助金、財団や企業等からの助成金、共同研究費及び寄付金等によって公的に賄われていることから、法令及び学内諸規程等を遵守し、効果的かつ効率的な方法で研究費使用に努めます。

併せてこの取り組みの実効性を確保するため、コンプライアンス教育ならびに啓発活動を定期的に実施して学内における不正防止意識向上を図り、研究費不正を起こさせない組織風土を形成します。

5. 適切な監査の実施による不正防止システムの強化

内部監査室は、研究費不正防止のためモニタリング方法を検討・構築し、法令及び学内諸規程等に則り、監査を適切に実施するとともに、監事や会計監査人との連携を強化し、不正防止システムのチェック機能を高めます。また、内部監査結果については不正防止計画に反映することで実効性を高めます。

(3) 愛知大学における公的研究費の不正防止計画 ①

2021年5月

I. 【機関内の責任体系の明確化】

公的研究費の運営・管理を適正に行うため、学内の運営・管理に関わる責任者が不正防止計画に関して学内外に責任を持ち、積極的に推進していくとともに、その役割、責任の所在・範囲と権限を明確化し、責任体系を学内外に周知・公表します。

II. 【適正な運営・管理の基礎となる環境の整備】

公的研究費の多くは国民の税金を原資としており、研究費の適正使用は科学研究に携わる者の責任であることを教職員一人一人が十分認識する必要があります。コンプライアンス教育と啓発活動の徹底により、公的研究費の適正使用に関する教職員の意識向上を図り、不正使用を許さない組織風土を構築します。また、公的研究費の使用ルールや諸手続き、関連規程等を示した冊子「研究支援のご案内」を、学内ポータルにおいて提供します。

III. 【不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の制定・実施】

不正防止計画を全学的に推進する組織は、研究倫理・コンプライアンス委員会が担い、各部署における実施責任者であるコンプライアンス推進責任者(学部長・所長等)と調整及び連携のうえ、全学的業務を掌握し、必要に応じて見直すことにより、これらを常に適切なものに保ちます。

(3) 愛知大学における公的研究費の不正防止計画 ②

2021年5月

Ⅳ.【研究費の適正な運営・管理活動】

研究者自身が責任をもって研究費執行管理を行うとともに、事務局は予算執行状況をモニタリングし、研究費の適切かつ効果的・効率的な執行を促します。また、第三者からの実効性のあるチェックが効く体制の下で研究費を適正に管理するとともに、業者等との癒着の発生を防止します。

Ⅴ.【情報発信・共有化の推進】

公的研究費の不正防止に係る関連規程・方針および学内外からの相談・通報窓口や利用方法等について、ホームページ等により学内外に公表します。

Ⅵ.【モニタリングの在り方】

研究費不正使用防止のため設置された内部監査室は監事及び会計監査人との連携を深め、研究費不正使用の抑止効果の高い内部監査を目指します。また、内部監査だけでなく、日常業務の各段階において教職員が不正使用に注意を払い、チェック機能を発揮できる環境づくりを目指します。

研究支援のご案内

愛知大学における公的研究費の不正防止計画

P 1-7～9

(3) 愛知大学における公的研究費の不正防止計画 ③

2021年5月

Ⅳ.【研究費の適正な運営・管理活動】

研究者自身が責任をもって研究費執行管理を行うとともに、事務局は予算執行状況をモニタリングし、研究費の適切かつ効果的・効率的な執行を促します。また、第三者からの実効性のあるチェックが効く体制の下で研究費を適正に管理するとともに、業者等との癒着の発生を防止します。

【研究費の適正な運営・管理活動】 具体的な取り組み

適正な研究費の執行管理	事務局は、 研究者の研究費執行状況を確認し、実態と合ったものになっているか確認 する。予算執行が当初計画に比較して著しく遅れている場合は、研究計画の執行に問題がないか確認し、問題があれば改善策を講じる。各部署における実施責任者であるコンプライアンス推進責任者（学部長・所長等）に随時報告する。
旅費に関する執行確認	研究者は、 出張計画を事前に申請 のうえ、 用務先・用務内容等を明確にした出張報告書を提出 する。また、出張に関わる補助資料として、 報告書記載内容を証明できるものの提出 を求める。領収証の内容等に不明瞭な点がある場合には、事務局から出張者本人及び宿泊先・業者等に必要な確認を行う。
取引業者との癒着防止	「固定資産及び物品調達規程」において、不正な取引に関与した業者への取引停止等の処分方針を定め、 一定の取引実績のある業者に対して周知 するとともに、関連ルールを遵守し 不正に関与しない旨の「誓約書」の提出 を求める。
物品納入後の検収	物品購入の場合、納品先を担当部署とし、納入品が発注どおりか検査する「 検収 」を 担当部署と総務部署の複数体制 で行うことを原則とする。
謝金に関する管理	研究者が依頼した業務については、 具体的な事項や事実確認ができる内容記載の書類 等の提出を求める。 アルバイト 作業従事者は、出退勤時に担当事務局に立寄り、勤務状況表の勤務時間、作業内容等確認欄に自署で記載する。退勤時に担当事務局の事務職員が管理者印欄に押印し、 厳格なチェック を行う。

(4) 本学のコンプライアンス教育及び啓発活動の実施計画

(概要)

□コンプライアンス教育(本説明会)

対象

公的研究費の管理運営に関わる全ての研究者及び事務職員

内容

本学における公的研究費等に関する規程や使用ルールについて説明するとともに当該ルール等に抵触する行為等について解説する。

□啓発活動

※2021年度から継続中

対象

全ての研究者及び事務職員等

内容

メールマガジンやポスター掲示等で本学や他大学における具体的な不正事案の概要を伝える(年4回)

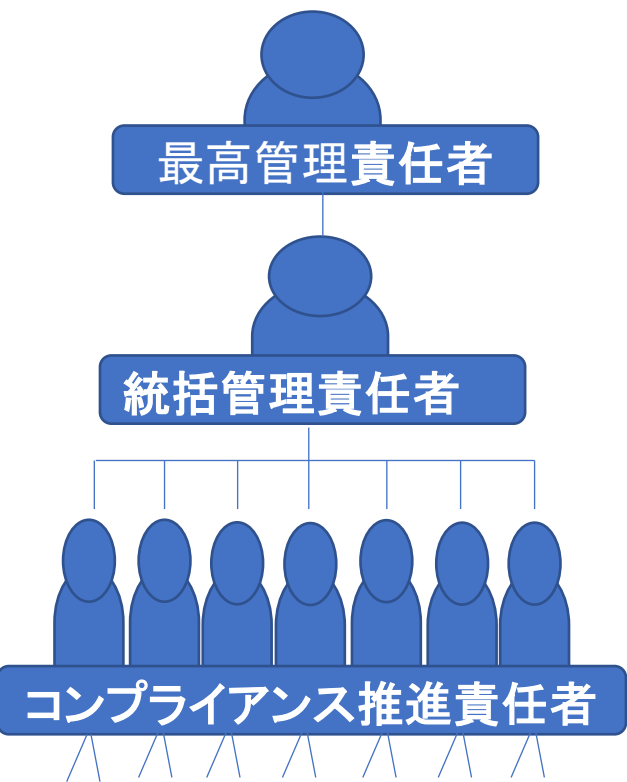
3. 本学における公的研究費の 管理・監査体制等について

公的研究費管理・監査の責任体制について①

□ 本学における責任体系

「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に準じて「最高管理責任者」「統括管理責任者」「コンプライアンス推進責任者」を配置しています。

愛知大学公的研究費管理・監査規程より



	職 名	権限の範囲
最高 管理責任者	学長	大学全体を統括し、公的研究費の運営・管理に関して、最終的な責任と権限を有する。
統括 管理責任者	副学長（経営担当）	最高管理責任者を補佐し、公的研究費の運営・管理について、大学全体を統括する責任と権限を有する。
コンプライアンス 推進責任者	学部長 法務研究科長 短期大学部長 研究所所長 研究委員会委員長 学術支援事務部長	統括管理責任者を補佐し、管轄する学部・研究所・部局等における公的研究費の運営・管理について、責任と権限を有する。

公的研究費管理・監査の責任体制について②

□研究倫理・コンプライアンス委員会

愛知大学における研究全般にかかわる不正を事前に防止するための取組みの具現化と管理責任体制の明確化のため学長の下に設置（研究倫理・コンプラ委員会規程第1条）

○愛知大学研究倫理・コンプライアンス委員会規程 (審議事項)

第3条 審議事項は、次のとおりとする。

- (1) コンプライアンス教育に関する事項
- (2) 研究倫理教育に関する事項
- (3) 不正防止対策の基本方針の具体化に関する事項
- (4) 不正行為が生じた場合における措置に関する事項
- (5) 安全保障輸出管理に関する事項
- (6) 産学官連携活動等における利益相反マネジメントに関する事項
- (7) 研究インテグリティに関する事項
- (8) その他、不正を事前に防止するための取組みに関する事項

2 コンプライアンス教育及び研究倫理教育に関する内容については、別に定める。

(構成員)

■委員長／副学長（経営担当）

事務局長、学部長、法務研究科長、短期大学部長、研究委員長、
学術支援事務部長

公的研究費管理・監査の責任体制について③

□公的研究費の運営・管理を適正に行うための体制①

不正防止計画推進部署

研究倫理・
コンプライアンス委員会

□不正防止計画推進部署

【第3節】不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定実施

- ・ 機関全体の観点から不正防止計画の推進を担当する者又は部署
- ・ 不正防止計画推進部署は、統括管理責任者（委員長／副学長（経営担当））がその役割を果たす上での実働部隊として位置付ける。
- ・ 最高管理責任者（学長）の直属として設置する等により、機関全体を取りまとめることができるものとする。

※「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」より

公的研究費管理・監査の責任体制について④

□公的研究費の運営・管理を適正に行うための体制②

事務処理手続き及び使用
ルール等に関する相談窓口

研究支援課・総務課

□事務処理手続き及び使用ルール等に関する相談窓口

【第5節 情報発信・共有化の推進】

不正を事前に防止するためには、研究者が日常的な研究活動において、自らの行為がルール等に抵触するのか否かを事前に相談できる体制（相談窓口の設置など）を整備することが必要である

※「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」より

公的研究費管理・監査の責任体制について⑤

□公的研究費の運営・管理を適正に行うための体制③

不正行為申立て窓口

内部監査室

□不正行為申立て窓口

【第2節 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備】

4 告発等の取扱い、調査及び懲戒に関する規程の整備及び運用の透明化

- ・機関内外からの告発等（期間内外からの不正の疑いの指摘、本人からの申出など）を受け付ける窓口を設置する。

※「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」より

4. 本学における不正行為防止に関する 主な基準・規程等について

不正行為防止に関する主な基準・規程等について

□ 学術研究の信頼性と公正性を確保するために

本学では、文部科学省のガイドラインに基づいて、体制や関係規程を整備し、適正な研究活動の推進に取り組んでいます。

	「研究費の不正使用」の防止	「研究活動に関する不正行為」の防止
文科省	研究機関における公的研究費の 管理・監査のガイドライン (実施基準) (2021年2月1日改正)	研究活動における不正行為への 対応等に関するガイドライン (2014年8月26日決定) □ 「体制整備等詳細確認調査及び管理条件対応 状況調査実施方針」 (2021年2月9日改正) 他
愛知大学	愛知大学研究倫理基準	
	愛知大学公的研究費 管理・監査規程	愛知大学における 研究上の不正行為に 関する取扱規程
	愛知大学研究倫理・コンプライアンス委員会規程	

不正行為防止に関する主な基準・規程等について



各基準・規程等は、冊子「研究支援のご案内」や研究支援課HPに掲載しています。

		研究支援のご案内	HP
文科省	研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン (実施基準) (2021年2月1日改正)	P 18-1	
	https://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1343904_21.htm		
	研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン (2014年8月26日決定)	P 18-19	
	https://www.mext.go.jp/a_menu/jinzai/fusei/index.htm		
愛知大学	愛知大学研究倫理基準	P 1-14	
	愛知大学公的研究費管理・監査規程	P 1-17	
	愛知大学研究倫理・コンプライアンス委員会規程	P 1-21	
	愛知大学における研究上の不正行為に関する取扱規程	P 1-23	
(研究支援課HP) https://www.aichi-u.ac.jp/kenkyu			

研究インテグリティに関するお願い

「利益相反等自己申告書(産学官連携活動等(海外を含む))」をご提出ください。

政府としての対応方針について ※文科省説明会資料より

研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する 研究インテグリティの確保に係る対応方針について②

政府としての対応方針（2021年4月27日統合イノベーション戦略推進会議で決定）

※大学・資金配分機関の専門家等から構成された
有識者検討会の提言(2021年3月公表)を踏まえた方針

①研究者自身による 適切な情報開示

自らの研究活動の透明性を確保するため、
所属機関や研究資金配分機関に対して、
必要な情報の報告を適切に行う。

- ・研究者、所属機関向けのチェックリスト雛形を作成、公表・配布
- ・研究者、所属機関等への説明会・セミナーを開催

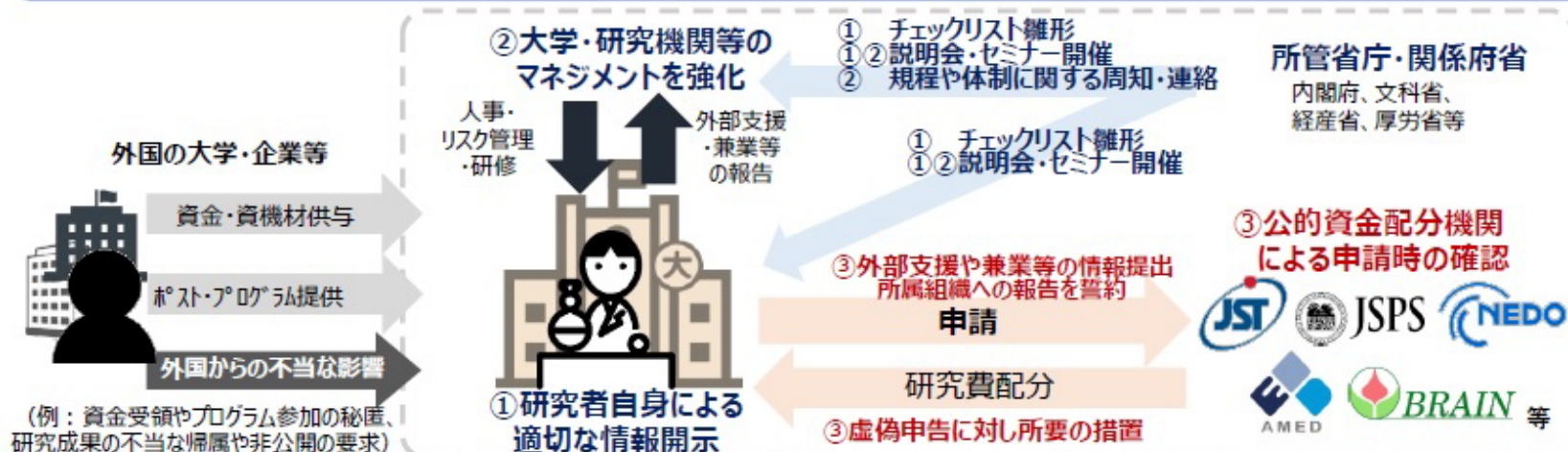
②大学・研究機関等の マネジメントを強化

所属する研究者について、必要な情報（職歴・
研究歴、兼業先・役職、外部からの研究資金等）の報
告を受け、リスクマネジメントを適切に行う。

- ・研究者、所属機関等への説明会・セミナーを開催
- ・関係の規程や体制の整備に関する周知・連絡・支援
 - 令和3年度研究インテグリティ確保に係る調査分析を東北大学に委託
その結果を具体的な取組の一例として事務連絡にて周知
 - 関係の規程や体制の整備について、フォローアップを実施・公表

③公的資金配分機関 による申請時の確認

- ・競争的研究費に関するガイドライン等を改定（令和4年度の公募から反映）
 - 国外も含む外部からの支援や兼業等の情報の提出、所属機関への適切な報告の誓約を求める
 - 利益相反・責務相反に関する規程の整備の重要性を明示、必要に応じて状況確認
 - 虚偽申告に対し、公表、不採択・採択取消し、研究費返還、最長5年間の応募制限



これらの取り組みに対する対応について

	方針における取り組み	内 容	本学および、科研費を申請・執行される研究者の対応
①	研究者による適切な情報開示	研究活動の透明性を確保するため、所属機関や研究資金配分機関に対して、必要な情報の報告を適切に行う。	「利益相反等自己申告書（産学官連携活動等（海外を含む））」を提出いただく。
②	大学・研究機関等のマネジメントを強化	所属する研究者について、職歴・研究歴、兼業先・役職、外部からの研究資金等）の必要な情報の報告を受け、リスクマネジメントを適切に行う。	・ 関連規程の改正（実施済み）。 ・ 上記自己申告書を確認し、必要に応じて「愛知大学研究倫理・コンプライアンス委員会」にてリスクマネジメントを行う。
③	公的資金配分機関による申請時の確認	<学振の対応> 2025年度科研費応募より、研究インテグリティに係る情報登録を要件化	上記自己申告書を提出いただいた後、 e-Rad【研究者情報】 にて、 研究インテグリティ誓約状況（所属機関に報告している旨） を登録する。

研究インテグリティについて ※文科省説明会資料より

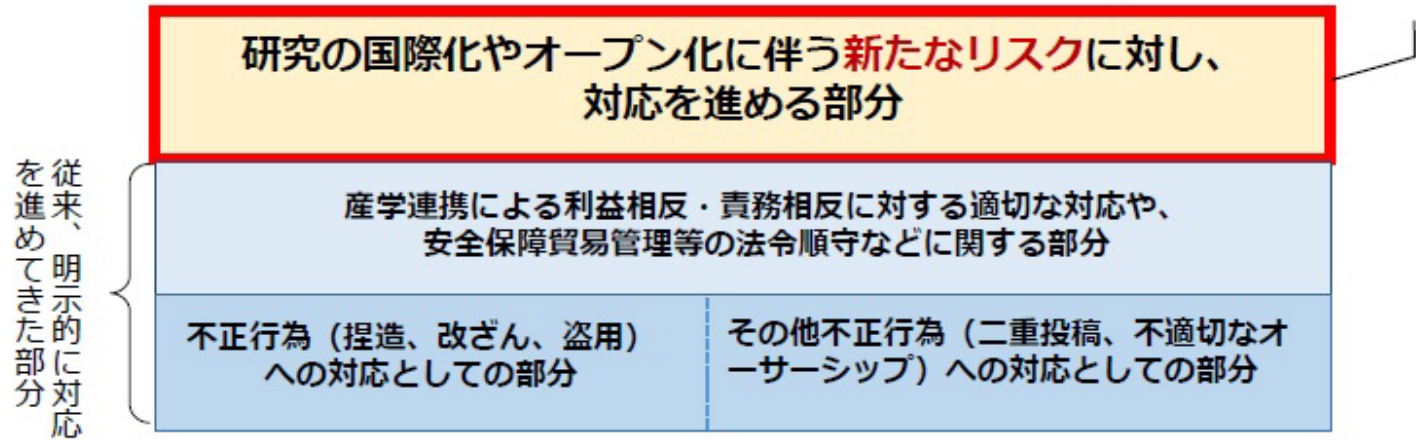
新たに求められる研究の健全性・公正性（研究インテグリティ）について

背景・課題

- 我が国の科学技術・イノベーションの創出・振興のためには、多様な相手との国際共同研究を推進していく必要。他方、研究活動の国際化等の進展に伴う新たなリスク※により、意図せざる技術流出に陥る危険性が指摘。
※研究成果を独占しようとする不当な共同研究契約などを契約してしまうリスク等
- こうした新しいリスクに対応しつつ、必要な国際協力等を進めていくためには、研究の健全性・公正性（研究インテグリティ）を確保し、国際的に信頼性のある研究環境を構築する必要。
- このような背景の下、令和3年4月に政府としての対応方針を決定。

リスク軽減の観点から新たに確保が求められる研究インテグリティ

新たに求められる部分
（研究活動の透明性を確保し、説明責任を果たすといった、研究者や研究組織としての「規範」）



研究インテグリティにおける本学の対応について

新たに求められる研究の健全性・公正性（研究インテグリティ）について

背景・課題

- 我が国の科学技術・イノベーションの創出・振興のためには、多様な相手との国際共同研究を推進していく必要。他方、研究活動の国際化等の進展に伴う新たなリスク※により、意図せざる技術流出に陥る危険性が指摘。
※研究成果を独占しようとする不当な共同研究契約などを契約してしまうリスク等
- こうした新しいリスクに対応しつつ、必要な国際協力等を進めていくためには、研究の健全性・公正性（研究インテグリティ）を確保し、国際的に信頼性のある研究環境を構築する必要。
- このような背景の下、令和3年4月に政府としての対応方針を決定。

本学の対応

リスク軽減の観点から新たに確保が求められる研究インテグリティ

新たに求められる部分
(研究活動の透明性を確保し、説明責任を果たすといった、研究者や研究組織としての「規範」)

研究の国際化やオープン化に伴う新たなリスクに対し、対応を進める部分

産学連携による利益相反・責務相反に対する適切な対応や、安全保障貿易管理等の法令順守などに関する部分

不正行為（捏造、改ざん、盗用）への対応としての部分

その他不正行為（二重投稿、不適切なオーサiership）への対応としての部分

従来、明示的に対応を進めてきた部分

2024年度

利益相反等自己申告書（産学官連携活動等（海外を含む））の書式修正
関連規程の一部改正

2022～2023年度

安全保障輸出管理規程の制定
利益相反マネジメントポリシー・規程の制定
関連規程の一部改正

2021年度

不正防止のための基本方針、不正防止計画の策定、関連規程等の改正
研究倫理教育・啓発活動を開始

<参考> 文科省HP 研究インテグリティ



研究インテグリティ・研究セキュリティ: x +

https://www.mext.go.jp/a_menu/kagaku/integrity/index.html

文部科学省 MINISTRY OF EDUCATION, CULTURE, SPORTS, SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

会見・報道・お知らせ | 政策・審議会 | 白書・統計・出版物 | 申請・手続 | 文部科学省の紹介

トップ > 科学技術・学術 > 科学技術・学術の国際活動 > 研究インテグリティ・研究セキュリティ

研究インテグリティ・研究セキュリティ

科学の発展やイノベーションの創出には、国際連携が必要不可欠です。こうした国際連携は開かれた研究環境を前提としていますが、近年、これが不当に利用され、海外への研究の不正流用や技術流出、ひいては国の安全保障及び経済安全保障へのリスクとなることが国際的に強く認識されてきています。このような中、研究者が今後も安心して国際的に連携して研究を行うには、研究インテグリティや研究セキュリティの確保により、健全な国際連携を図っていくための共通の価値観である、学問の自由・独立性・開放性・相互主義／互恵性・透明性に立脚した形で、開かれた研究環境を整えていく必要があります。このような状況を踏まえ、政府としては、研究者及び大学・研究機関等における研究インテグリティの自律的な確保や研究セキュリティの確保を支援しています。

※ここでいう研究インテグリティとは、研究の国際化やオープン化に伴う新たなリスクに対して新たに確保が求められる、研究の健全性・公正性を意味します。
※ここでいう研究セキュリティとは、外国への技術流出等につながる、外部からの不当な影響・干渉のリスクから研究を守ることを意味します。

政府の対応方針(令和3年4月27日 統合イノベーション戦略推進会議決定)

「統合イノベーション戦略推進会議(第9回)」「令和3年4月27日」において、研究インテグリティの確保に係る政府の対応方針として、「研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテグリティの確保に係る対応方針について」が決定されました。

本決定を受けて、文部科学省から、大学・所管研究機関等に対して、研究インテグリティの確保に関する取組を進めていただくよう周知・依頼をしております。

- ＜日本語版＞研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテグリティの確保に係る対応方針について(PDF:204KB) 
- ＜英語版＞研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテグリティの確保に係る対応方針について(PDF:108KB) 

【参考:対応方針(概要)】

- ＜日本語版＞研究インテグリティの確保に係る対応方針(概要)(PDF:1MB) 
- ＜英語版＞研究インテグリティの確保に係る対応方針(概要)(PDF:300KB) 

競争的研究費の適正な執行に関する共通的なガイドラインの改定(令和3年12月17日)

令和3年4月に決定された政府の対応方針に基づき、「競争的研究費の適正な執行に関する指針」が競争的研究費に関する関係府省連絡会申合せで改定されました。

- ＜日本語版＞競争的研究費の適正な執行に関する指針(令和3年12月17日改正)(PDF:324KB) 
- ＜英語版＞競争的研究費の適正な執行に関する指針(令和3年12月17日改正)(PDF:135KB) 

競争的研究費制度についての詳細は、内閣府ホームページをご参照ください。

競争的研究費制度(※内閣府ウェブサイトへリンク)